

◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合建設工事執行規則

平成 4 年 4 月 24 日
規 則 第 3 号

改正 平成 19 年 4 月 1 日 規則第 8 号

福井坂井地区広域市町村圏事務組合建設工事執行規則(昭和 45 年規則第 6 号)の全部を改正する。
(趣旨)

第 1 条 福井坂井地区広域市町村圏事務組合の費用をもって支弁する工事(以下「工事」という。)の執行方法は、法令又は特例の定めのあるもののほか、この規則の定めるところによる。
(準用)

第 2 条 工事の執行方法に関しては、福井市工事執行規則(平成 8 年規則第 40 号)の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 4 月 1 日規則第 8 号)

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。